

浜松市精神保健福祉センター診療業務運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市精神保健福祉センター条例(平成18年12月15日浜松市条例第126条)第3条第2号に定める診療業務の取扱について、条例に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによることとし、もって適正な運営を図る。

(診療所の設置)

第2条 精神保健福祉センター(以下「センター」)は、診療業務(以下「診療」)を行うため、精神保健福祉センター診療所(以下「センター診療所」)を設置する。

(事業及び目的)

第3条 センター診療所では、次に掲げる事業を行う。

- (1) 精神科診療に関すること
- (2) 精神疾患を予防するための処置に関すること
- (3) その他、市長が必要があると認める事業

2 前項について、センターは精神保健の向上及精神保健福祉の増進を図ることを目的としている機関であることを鑑みて診療は多くても1人に対して概ね3回程度実施し、今後の指導方針を決めることとする。なお、診療の結果、治療が必要と判断した場合は、適正な医療に繋げるための指導をすることとする。

3 センター診療所では、診療において、精神的な安定を図ることを目的に服薬が必要と判断した場合、薬剤の処方または処方箋を発行することができる。

(診療日及び診療時間)

第4条 センター診療所の診療日・診療時間は、次の通りとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 診療日 月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
- (2) 診療時間 午前8時30分から午後5時15分
- (3) センター診療所に精神科医師が、不在時には休診とする。

(対象者及び診療予約)

第5条 センター診療所では、下記の者を対象とした診療を行うこととする。

- (1) センターで実施している相談事業の対象者で、センター診療所の医師が診療を必要と判断した者
- (2) センターで実施している自殺対策事業の対象者で、センター診療所の医師が診療を必要と判断した者
- (3) 市内の医療機関より紹介を受け、センター診療所の医師が診療を必要と判断した者

(4) その他、市長が必要があると認めた者

2 センターで診療を受けようとする者は、原則、事前に診療の予約をしなければならない。

3 センターでは診療の予約を受けた場合、センター診療所の医師の在中を確認して、予約を受付けることとする。

(診察券の交付)

第6条 センター診療所では、初めて診療を受ける者に対して、健康保険証の提示を求め、加入している健康保険を確認する。また診療を受けたものに対して、診察券(第1号様式)を発行することとする。

2 センター診療所では、再度診療を受ける者に対して、発行した診察券の提示を求めることとする。また、前回の診療から、月が新たになった場合は、再度健康保険証の提示を求めることとする。

(使用料及び手数料の徴収)

第7条 条例第4条第2号に規定する別表に定める市長が定める額について、次のとおり定める。

種 別			単 位	金 額
文書料	診断書	簡単なもの	1 通	1,100円
		複雑なもの		2,200円
	証明書	簡単なもの		370円
		複雑なもの		640円
		生命保険、裁判等に要するもの		1,100円

(使用料及び手数料の減免)

第8条 条例第6条第2項に規定する減免を受けようとする者は、減免申請書(第2号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日より施行する。

第1号様式（第6条関係）

表



浜松市
精神保健福祉センター

浜松市中区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎4階
TEL 053-457-2709
FAX 053-401-1028

裏

No. _____

_____ 様

【お願い】
この診察券は、来院の際必ずご持参ください。
保険証は、毎月はじめの受診日にご提示下さい。
保険等に変更があった場合は、お知らせください。

第2号様式（条例第6条第2項・要綱第8条）

年 月 日

あて先 浜松市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

浜松市精神保健福祉センター診療所減免申請書

次のとおり精神保健福祉センター診療所（手数料・使用料）の減免を受けたいので申請
します。

1 減免を受けるもの

住 所
氏 名
申請者からみた続柄

2 減免理由